

(別記様式第1号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和7年度 |
| 計画主体   | 大宜味村  |

## 大宜味村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：大宜味村役場 農林水産課  
所在地：大宜味村字大兼久157番地  
電話番号：0980-44-3232  
FAX番号：0980-44-3999  
メールアドレス：sangyou@vill.ogimi.lg.jp

- (注) 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律134号）第4条に基づき策定する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、19生産第8422号平成20年2月21日農林水産省生産局長通知（令和6年11月29日一部改正）の様式を基準として作成する。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間等

(1) 対象鳥獣：イノシシ、ヒヨドリ、シロガシラ、オリオオコウモリ

(2) 計画期間：令和8年度～令和10年度

(3) 対象地域：沖縄県大宜味村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類    | 被害の現状 |        |          |
|----------|-------|--------|----------|
|          | 品目    | 被害面積   | 被害数値     |
| イノシシ     | 果樹類   | 0.04ha | 230,600円 |
| ヒヨドリ     | 果樹類   | 不明     | 不明       |
| シロガシラ    | 果樹類   | 不明     | 不明       |
| オリオオコウモリ | 柑橘類   | 0.08ha | 404,500円 |

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

1. 生息状況

主に村内全域の山間部に生息していたが、ここ数年は集落に近い藪の中に住みついたり、日中でも集落内に出没している。平成23年度よりサトウキビを中心に侵入防止柵を整備し、サトウキビへの被害は減少したが、シークワサー、パインアップル、露地野菜の被害がみられるようになった。

2. 被害発生時期

1年を通じて農作物全般の収穫時期を問わず被害が出ている。

3. 被害場所

村内の山間部地域での露地栽培作物で被害発生が目立っている

が集落内の露地栽培作物でも被害も出ている。

- ①果樹類への根荒らしや落葉・未熟果の落下による収穫量減や熟果への食害による被害がある。
- ②野菜類では、統計には現れないものの、ビニールマルチ等の農業用資材の踏み荒らしによる破損被害の他、一部で掘り起こしによる収穫量減、食害等の被害報告がある。
- ③侵入防止柵の設置により被害減少傾向にあるが、今まで被害のなかった圃場や未整備地区の作物への被害が深刻化している。

#### ○ヒヨドリ

##### 1. 生息状況

春から夏はつがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけては群れをなして一定の場所にとどまり、柑橘果樹類等での被害が多発している。

##### 2. 被害発生時期

春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により収穫時期の作物への被害が出ている。

##### 3. 被害場所

村内全域で露地栽培作物での被害が多く確認されている。

#### ○シロガシラ

##### 1. 生息状況

春から夏はつがいやファミリーが見受けられ、秋から冬にかけては群れをなして一定の場所にとどまり、柑橘果樹類等での被害が発生している。

##### 2. 被害発生時期

春から夏の被害は少ないが、秋から冬にかけての群れの飛来により収穫時期の作物への被害が出ている。

##### 3. 被害場所

村内の山間部地域での露地栽培作物で被害が多く確認されているが、集落内の露地栽培でも被害がある。

#### ○オリオオコウモリ

##### 1. 生息状況

山間部や集落周辺の藪の中に生息しており、夜になると集落にもエサを求めて出没する。

##### 2. 被害発生時期

一年を通じて活動し特に柑橘類の収穫時期に被害が大きい。

##### 3. 被害場所

山間部の柑橘類を栽培している地域に被害が集中している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

| 指標           | 現状値（令和6年度）                     | 目標値年度（令和10年度）                  |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|
| イノシシ         | 被害額：230,600 円<br>被害面積：0.044 ha | 被害額：219,000 円<br>被害面積：0.042 ha |
| ヒヨドリ         | 被害額：不明<br>被害面積：不明              | 被害額：不明<br>被害面積：不明              |
| シロガシラ        | 被害額：不明<br>被害面積：不明              | 被害額：不明<br>被害面積：不明              |
| オリオオ<br>コウモリ | 被害額：404,500 円<br>被害面積：0.08 ha  | 被害額：384,000 円<br>被害面積：0.076 ha |

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策   | 課題  |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組     | 鳥獣被害防止対策実施隊設置や村外住所の狩猟者に有害捕獲許可を発行し、イノシシの駆除、被害防止対策指導及び被害状況確認等を行ってきた。<br>。<br>ヒヨドリ、シロガシラ、オリオオコウモリについては被害状況調査や農家との情報共有を図った。<br>ハシブトガラスについては、沖縄本島北部地区鳥獣被害防止計画で捕獲計画を定め、本島北部市町村が連携して捕獲等を行ってきた。 | 鳥獣被害防止対策実施隊及び狩猟者が、全体的に高齢化しており狩猟者の減少が見込まれる為、新規狩猟免許所得者の確保や若手狩猟者の育成が課題である。         |
| 防護柵の設置等に関する取組 | イノシシ侵入防止柵としてワイヤーメッシュを農家の自力施工にて行ってきた。また、駆除隊による一斉駆除や追い払い活動も行ってきた。   | 被害が甚大な作物を中心に侵入防止柵設置地域を選定した結果行動範囲が限定され、イノシシ捕獲が効果的に行えたが、今まで被害のなかった圃場や作物への被害が出ている。 |

|              |                                  |                                   |
|--------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 生息環境管理その他の取組 | 耕作放棄地内にイノシシが隠れる為、耕作放棄地の解消を一部行った。 | 新規に耕作放棄地になる個所がある為、耕作放棄地の解消が課題である。 |
|--------------|----------------------------------|-----------------------------------|

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

|   |
|---|
| <p>①侵入防止柵や防鳥ネットの設置地域を拡大し、継続的かつ効率的に被害防止が可能な圃場整備。</p> <p>②生息調査や被害状況調査に基づいた捕獲・駆除の実施を徹底し、生態系維持・個体数確保の均衡を図る。</p> <p>③生息域や行動習慣等、作物の収穫時期などに合わせて追払い活動を行い、被害を未然に防ぐ対策への取組。</p> <p>④捕獲した個体の一部については、沖縄県猟友会を通じて、豚熱・アフリカ豚熱浸潤状況調査用の検体として、沖縄県北部家畜保健衛生所に血液を提供する。</p> <p>⑤捕獲後の活用としてジビエの取組を図る。</p> <p>⑥被害状況の把握や駆除の効率化の為、ICT及びGISの有効活用を図る。</p> <p>⑦ハシブトガラスについては、沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会が策定する鳥獣被害防止計画に定めており、本村も協議会の会員で捕獲対象地域になっており、今後も継続して対策に取り組む。</p> |
|---|

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

|  |
|--|
| <p>①大宜味村長が鳥獣被害の防止に努める事ができる者に実施隊員(対象鳥獣捕獲員)の指名又は任命を行い、駆除や追払い活動を実施する。</p> <p>②罠を使用する際は周辺農地への配慮、適正な期間での罠見回りを行う。</p> <p>③イノシシの捕獲について、銃を使用する場合は、警察からの銃所持許可</p> |
|--|

(空気銃、散弾銃及びライフル銃)があることを確認した上で、適切に審査し、有害捕獲の許可を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度     | 対象鳥獣                               | 取組内容  |
|--------|------------------------------------|---|
| 令和8年度  | イノシシ<br>ヒヨドリ<br>シロガシラ<br>オリエオオコウモリ | ①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動<br>②侵入防止柵や防鳥ネットの整備<br>③狩猟免許取得及び有資格者の育成 |
| 令和9年度  | イノシシ<br>ヒヨドリ<br>シロガシラ<br>オリエオオコウモリ | ①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動<br>②侵入防止柵や防鳥ネットの整備<br>③狩猟免許取得及び有資格者の育成 |
| 令和10年度 | イノシシ<br>ヒヨドリ<br>シロガシラ<br>オリエオオコウモリ | ①罾や銃器による捕獲・駆除・追い払い活動<br>②侵入防止柵や防鳥ネットの整備<br>③狩猟免許取得及び有資格者の育成 |

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| イノシシの令和5年度から令和6年度の捕獲実績は376頭であり、生息数の減少ではなく増加を抑えている状況、一部狩猟者が対応できない地域は増加傾向にある。今後も継続して捕獲活動に取り組み抑制ではなく生息数を減らし被害減少に努める。<br>ヒヨドリやシロガシラの捕獲実績はないが、銃器駆除の技術向上や捕獲箱の導入等により捕獲活動を行う。 |

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設

定の考え方について記入する。

| 対象鳥獣     | 捕獲計画数等 |       |        |
|----------|--------|-------|--------|
|          | 令和8年度  | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ     | 200    | 200   | 200    |
| ヒヨドリ     | 100    | 100   | 100    |
| シロガシラ    | 100    | 100   | 100    |
| オリオオコウモリ | 100    | 100   | 100    |

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

| 捕獲等の取組内容   |
|--|
| 捕獲時期：通年（生産者・住民からの被害報告を受け捕獲する）<br>捕獲方法：銃器、わな（イノシシ、オリオオコウモリ）、捕獲箱（ヒヨドリ、シロガシラ）<br>捕獲場所：大宜味村内全域 |

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  |
|--|
| 大宜味村内全域において、イノシシによる柑橘類及びパインアップル、露地野菜の被害が発生している。中山間部地域においては、水も豊富であり山林が広がっていることから、被害が通年発生している。山間部地域のイノシシは大型で警戒心が強く、近づくことが困難なためライフル銃を使用することにより射程距離や精度を上げて効率的に駆除活動を実施する。 |

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域    | 対象鳥獣                     |
|---------|--------------------------|
| 沖縄県大宜味村 | イノシシ、ヒヨドリ、シロガシラ、オリオオコウモリ |

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣     | 整備内容    |         |          |
|----------|---------|---------|----------|
|          | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
| イノシシ     | 侵入防止柵設置 | 侵入防止柵設置 | 侵入防止柵設置  |
| ヒヨドリ     | 防鳥ネット設置 | 防鳥ネット設置 | 防鳥ネット設置  |
| シロガシラ    | 防鳥ネット設置 | 防鳥ネット設置 | 防鳥ネット設置  |
| オリオオコウモリ | 侵入防止ネット | 侵入防止ネット | 侵入防止ネット  |

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容                              |                                   |                                   |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|      | 令和 8 年度                           | 令和 9 年度                           | 令和 10 年度                          |
| イノシシ | 侵入防止柵の管理について、設置している農地の管理者に管理委託契約。 | 侵入防止柵の管理について、設置している農地の管理者に管理委託契約。 | 侵入防止柵の管理について、設置している農地の管理者に管理委託契約。 |

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度       | 対象鳥獣 | 取組内容  |
|----------|------|---|
| 令和 8 年度  | イノシシ | 耕作放棄地（放任果樹）の解消を図り、イノシシの棲みかとならぬよう防止対策を行っていく。 |
| 令和 9 年度  | イノシシ | 耕作放棄地（放任果樹）の解消を図り、イノシシの棲みかとならぬよう防止対策を行っていく。 |
| 令和 10 年度 | イノシシ | 耕作放棄地（放任果樹）の解消を図り、イノシシの棲みかとならぬよう防止対策を行っていく。 |

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

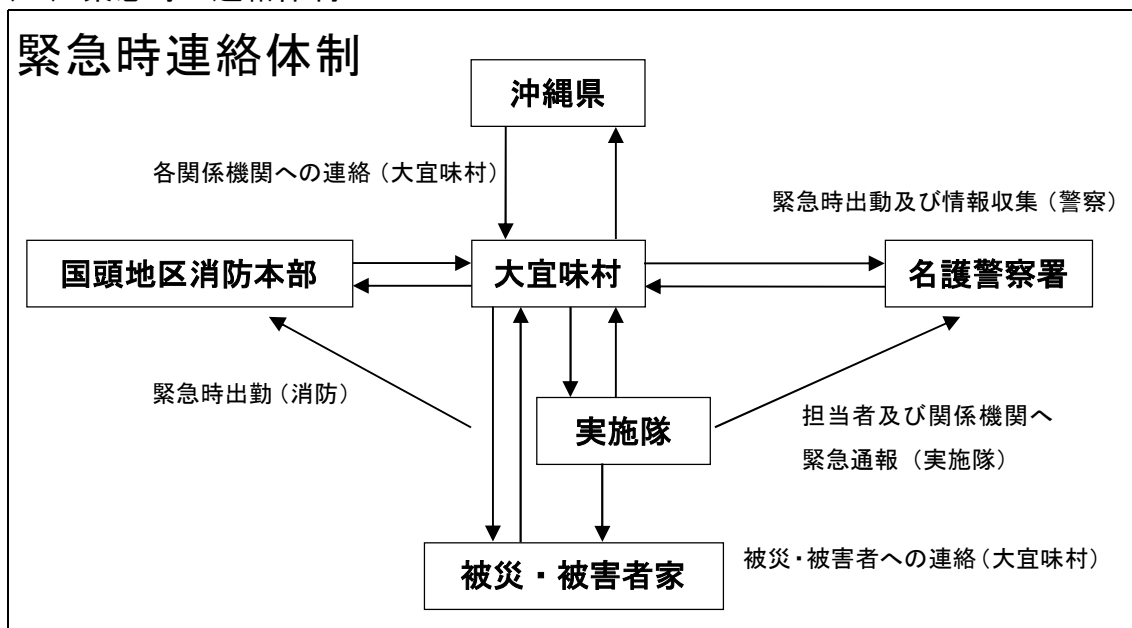
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称                | 役割                            |
|-------------------------|-------------------------------|
| 大宜味村農林水産課               | 関係者への情報収集・情報提供・対策活動時の各区への活動連絡 |
| 大宜味村鳥獣被害防止対策実施隊         | 関係者への情報収集・情報提供・対策             |
| 名護警察署<br>国頭地区行政事務組合消防本部 | 情報提供・対策指導・対策                  |

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲者の責任において埋却処分を行う。
- ・ 買い取りを行うイノシシは下あごのみを提出し、自家消費やジビエとして利活用する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|        |  |
|--------|--|
| 食品     | イノシシの肉については、自家消費しているがジビエや加工食品の有効活用を図る。 |
| ペットフード | イノシシの肉についてはペットフードとして有効活用できるか模索を図る。     |
| 皮革     | イノシシの皮革について、解体処理状況により活用できる場合は有効活用を図る。  |

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                 | 大宜味村鳥獣被害防止対策協議会  |
|------------------------|--|
| 構成機関の名称                | 役割   |
| 大宜味村農林水産課              | 大宜味村鳥獣被害防止計画の作成<br>実施隊への指導、監督、助言   |
| JA おきなわ大宜味支店           | 生産者からの情報収集・鳥獣被害等の調査  |
| JAおきなわ北部地区<br>営農振興センター | 作物被害状況の調査・被害量等のデータ集<br>計生産者からの情報収集・情報提供                                  |
| 北部農林水産振興センター           | 鳥獣被害の防除方法の指導・情報提供等   |
| 大宜味村区長会                | 地域住民への情報提供・情報収集  |
| 大宜味村議会                 | 地域住民への情報提供・情報収集  |
| 大宜味村農業委員会              | 生産者からの情報収集・情報提供  |
| 大宜味村実施隊<br>大宜味村狩猟者会    | 有害鳥獣の駆除・追い払い活動<br>有資格者の担い手育成<br>有害鳥獣の生息調査<br>鳥獣被害等の調査<br>生産者からの情報収集・情報提供 |

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称                 | 役割               |
|-------------------------|------------------|
| 沖縄本島北部地区野生鳥獣<br>被害対策協議会 | 鳥獣被害実態・取組活動等情報共有 |
| 沖縄県病害虫防除技術              | 防除対策指導           |

|      |  |
|------|--|
| センター |  |
|------|--|

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

役場農林水産課が農家等からの被害報告を受けて、実施隊と共に調査し、大宜味村鳥獣被害防止対策実施隊が村長の許可により実施する。  
鳥獣被害対策実施隊は第1種銃猟免許またはわな猟免許取得者を中心に構成する。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

狩猟者が高齢化や離脱しており、若手狩猟者の育成や狩猟免許の支援体制の構築を図る。イノシシについては、なわばりを持たず市町村境界を行き来する為、隣接市町村との連携体制を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ①有害鳥獣等を駆除するだけでは抜本的な対策とはいえないため、村民一丸となった鳥獣対策を行う。
- ②生産者においては、放任果樹の管理・指導を徹底して行う。
- ③地域住民・農家・関係機関との協力連携を図る。
- ④令和8年1月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適切な処理・消毒を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。